



袋井市水道料金等懇話会意見書

令和2年3月17日
袋井市水道料金等懇話会

目 次

1	袋井市水道料金等懇話会の経緯と概要	1
	(1) 懇話会開催の目的	1
	(2) 懇話会開催経過	1
	(3) 懇話会委員	2
2	水道事業について	3
	(1) 水道事業の現状と経営課題	3
	(2) 水道事業の経営課題への提言	4
	(3) 新水道料金案について	6
3	下水道事業及び農業集落排水事業について	12
	(1) 下水道事業等の現状と経営課題	12
	(2) 下水道事業等の経営課題への提言	13
	(3) 新下水道使用料案について	17
4	まとめ	21

1 袋井市水道料金等懇話会の経緯と概要

(1) 懇話会開催の目的

上下水道は公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与しており、今日市民生活に欠かすことができない重要なライフラインとなっております。

袋井市水道事業及び下水道事業が安定した経営により将来にわたってサービスの提供を安定的に継続していくため、定期的に「袋井市水道料金等懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置し、効率的な経営への取組みや適正な料金などについて検討し、意見をとりまとめ市長へ提出することを目的としております。

前回の懇話会は、平成25年度から平成26年度に設置し、事業の効率的な取組や適正な料金体系について協議し、平成28年度から5年間の料金改定案や経営課題への取組を提言しました。

これにより袋井市では、水道事業は、基幹管路耐震化の推進や経営課題に取り組むため、平均改定率4.2%の改定を実施しました。

下水道事業は、下水道事業の速やかな経営健全化と使用者負担増等を勘案し、平均改定率12%の改定を実施しました。

今回の懇話会では、前回の懇話会で提言した経営課題への取組状況を検証するとともに、5年が経過する令和3年度に向けて、改めて今後の水道事業及び下水道事業における効率的な経営の取組や適正な料金などについて検討する懇話会を設置し、幅広い議論を行いました。

(2) 懇話会開催経過

次のとおり6回開催をしました。

回	開催日	内容
1	令和元年5月20日(月)	前回意見書の提言への取組状況、事業概要と課題
2	令和元年7月22日(月)	財政収支見通し、料金改定の検討
3	令和元年9月30日(月)	事業計画の確認、改定率と料金体系の手順・検討
4	令和元年12月25日(水)	改定率と料金体系の検討
5	令和2年1月22日(水)	意見書(案)について
6	令和2年2月17日(月)	意見書(最終案)について

(3) 懇話会委員

懇話会は以下の委員より構成されました。

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職
学識経験者 (会長)	兼子 文夫	あおぞら税理士法人 代表社員(取締役)
学識経験者 (副会長)	佐藤 和美	静岡産業大学 経営学部 教授
学識経験者	宮原 高志	静岡大学 大学院工学領域 教授
市民の代表者	伊藤 静夫	豊沢自治会連合会 会長
市民の代表者	山田 敏明	下山梨自治会連合会 会長
事業所の代表者	水谷 欣志	袋井商工会議所 会頭
事業所の代表者	川上 政年	浅羽町商工会 会長
各種団体の代表者	村田 朝子	NPO法人 ブライツ 理事長
各種団体の代表者	榛葉 美希	公益社団法人 袋井青年会議所 常任理事

※役職は、委員委嘱時の役職です。

2 水道事業について

(1) 水道事業の現状と経営課題

袋井市水道事業は、平成17年4月1日の旧袋井市と旧浅羽町の合併に伴い、それぞれの水道事業を統合して設立されました。

水道料金については、平成22年4月に笠原簡易水道事業の水道事業への統合と合わせて料金改定がなされ、それまで旧袋井市、旧浅羽町、簡易水道事業で異なっていた料金体系が統一されました。その後、平成25年度から平成26年度にかけて「袋井市水道料金等懇話会」を開催し、平成28年度に平均改定率4.2%の改定を実施し、基幹管路の耐震化事業を推進してきました。

この料金の改定により、経営状況は黒字に転換し、その結果家庭でいえば貯金に当たる内部留保資金の積立ができる状態になりました。基幹管路の耐震化につきましては、平成30年度の目標値44%に対し、実績は46.4%となり、耐震化のスピードアップが図られております。

しかし、耐震化などの災害対策に加え、老朽化施設の更新も計画的に行う必要があることからこれらの事業費を把握するため、平成30年度には、「水道施設(ハコモノ)更新計画」及び「配水支管(口径100mm・75mm)更新計画」を策定するとともに、「袋井市水道事業基本計画(袋井市水道ビジョン)」を改訂しました。あわせて施設の改築や更新、耐震化の需要把握、更新時期の平準化などを行い、将来の経営状況を見据えた財政収支見通しを明らかにする「袋井市水道事業アセットマネジメント計画」を策定しました。その結果、これらに要する費用が毎年6億円程度となり、これまでに比べ年1.8億円の増となります。

このように事業費用の増が見込まれる中、節水機器の普及に加え人口減少の影響もあり、今後の水道料金収入は減少していくことが懸念されております。

この先の水道事業は大変厳しい経営状況にあり、支出を抑えることはもとより、施設の耐震化や更新に必要な費用の財源をどのように補うかなど、安定した経営の持続が課題となっております。

(2) 水道事業の経営課題への提言

ア 有収水量の減少に伴う水道料金収入の減少

水道事業は独立採算事業であり、水道料金収入で運営されることが原則とされております。よって水道料金収入の減少は事業の安定経営や継続性を脅かす状況となります。近年の人口減少傾向の影響を受け、本市の給水人口の増加率は鈍化し、また、節水機器の普及の影響もあり1世帯あたりの使用水量は減少しております。

このように使用水量の増加による料金収入の増加が見込まれない状況においては、収入を確保するだけでなく、施設等の更新の優先順位を明らかにし、事業の効率化を図り支出を抑える取組も重要となってきます。

経営課題への具体的な取組として料金の支払いを促すための給水停止の実施に加え、新たに弁護士事務所への委託による未収金回収の強化など収入率向上対策、未利用地の売却、遠州広域水道受水費低減に向けた取組や新電力の活用など、収入確保や費用削減に向けた取組を行っております。これら収入率向上や料金以外の収入確保への取組は勿論のこと、固定支出を抑制するためコストは可能な限り削減すべきであります。

また、大規模災害などの非常時に一時的に料金収入が無くなった場合にも運営に支障がないよう内部留保資金の蓄えも必要となってきます。

事業経営の観点では、他市町との連携による事業の広域化、共同処理の検討、業務の効率化を図るための官民連携やICTの活用について継続的に検討し事業経営の効率化を図り、経営改善に取り組むことが必要です。

イ 施設の老朽化に伴う更新費用の増加と財源の確保

近年、全ての水道事業における共通の課題として、施設の老朽化に伴う更新費用の増加と、更新に要する財源の確保が挙げられます。袋井市水道事業ではアセットマネジメント計画を策定し、資産の老朽度や今後見込まれる更新費用を算出し、中長期的な財政収支を検討した結果、水道料金の改定率や改定時期、企業債の借入額の見通しを立てています。

この中で、管路口径の縮小（ダウンサイジング）や施設の統廃合、安価で高品質な材料の使用、遠州水道受水費低減へ向けた取組などを掲げておりますが、より一層経費を削減するよう努力を求めます。

今後も日常的にコスト削減の意識を持ちながらも水道ビジョンを確実に実施し、定期的に財政収支見通しの見直しを行い、将来を見据えた料金改定や企業債の借入を実践することとともに、今後は5年ごとの料金算定期間だけでなく、より短い間隔で経営状況を点検し、効率かつ効果的な事業運営を行うことが一層必要となってまいります。

ウ 大規模地震に備えた水道施設の耐震化

大規模災害が発生した場合には、水道水は被災時の生活水をはじめ、医療や救護活動、消防水利等被災対応のあらゆる場面で必要とされます。

袋井市水道事業では、大規模災害に備えた取組の一環として「水道施設(ハコモノ)の更新」、「基幹管路の耐震化」、「配水支管の耐震化」の実施計画を策定し、水道施設の耐震化を推進しています。

このため、非常時のこうした事態に水道水を確保するためにも、実施シナリオの策定として、地震や風水害等のリスクによる箇所の特定制と被害の影響度、断水や渇水等の発生確率、実施優先順位の決定などの詳細な計画やBCP(事業継続計画)の充実など、その実行のための必要な人材の確保を望みます。

(3) 新水道料金案について

ア 新水道料金案

水道事業は、人口減少や施設の老朽化、職員数の減少など、取り巻く環境の変化などにより厳しい経営状況が続いています。また、大規模災害に備え、生活に必要な水道水を一刻も早く各家庭に供給するため水道施設の耐震化を加速させることが喫緊の課題となっています。このような中、水質基準に適合した水が、必要な量をいつでも、どこでも、誰でも合理的な対価でもって、安心して利用可能であり続けるために、国の水道ビジョンのテーマでもある「持続」「安全」「強靱」が水道事業に求められています。

水道料金を議論するにあたっては、収入の目標額、基本料金割合、企業債残高などの方針を定めた複数の案に基づき、収入向上への取組、効率的な事業運営など経営努力、水道使用者の料金負担感、施設の安全性の確保、次世代への負担などを考慮した安定経営などを重要視してきました。

大型の設備や装置を必要とする装置産業である水道事業においては、特に基本料金は施設の維持管理に必要な固定費に充てる料金で、安定的に確保すべき料金であることから、「幅広く」「末永く」経営することを原則として議論を行いました。

その結果、水道料金収入に対する基本料金の割合は、現行23%に対して、予備的な施設能力を維持するための最大稼働率を考慮して34.2%を目標とすべきとの結論に至りました。しかし、使用者の急激な負担増を避けるため今回の改正では、その中間点である28.6%とすることを提案します。

その中で、委員からは「今回は経営状況が厳しい下水道使用料の料金改定を優先し、水道料金は次回に優先して改定する方向で良いのではないか。」「課題の先送りは、未来の世代に負担が大きくなる。」「水道は装置産業であるため、需要家が均一に負担すべきもの。」「年金生活者や子育て世代への支援は他の施策で対応すべき。」など水道事業の経営状況や施設の安全性の維持に関する議論が出されました。

その結果、水道料金収入の目標値が達成され、かつ使用者の負担感が大きくなり平均改定率11.4%の案が最適との結論に至りました。

新水道料金案の料金表は後述の検討を行い次頁の表-1に示す案を提案します。

表－1 新水道料金案（消費税率10%）

（税込み一ヶ月）

口 径	基本水量	基本料金	従量料金（使用水量1 m ³ につき）			
			1m ³ ～8m ³	9m ³ ～25m ³	26m ³ ～50m ³	51m ³ ～
13mm	8 m ³	990円	基本料金に 含む。	165円	176円	187円
20mm		1,650円				
25mm	なし	1,980円				
30mm		3,025円				
40mm		6,435円				
50mm		11,495円				
75mm		33,165円				
100mm		70,620円				

<参考：現行料金表>

表－2 水道料金（消費税率10%）

（税込み一ヶ月）

口 径	基本水量	基本料金	従量料金（使用水量1 m ³ につき）			
			1m ³ ～8m ³	9m ³ ～25m ³	26m ³ ～50m ³	51m ³ ～
13mm	8 m ³	726円	基本料金に 含む。	158円40銭	169円40銭	176円30銭
20mm		1,265円				
25mm	なし	1,496円				
30mm		2,304円50銭				
40mm		4,950円				
50mm		8,871円50銭				
75mm		25,696円				
100mm		54,736円				

イ 新水道料金算定の基本的な考え方

(ア) 水道料金算定要領

新水道料金案を策定するに当たっては、はじめに水道料金算定要領を作成し、それに基づき料金を算定しなければなりません。

袋井市では、水道料金算定のモデルである公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」を参考に、袋井市の実情を反映した「袋井市水道料金算定要領」を作成しており、新水道料金案は、これに基づいて算定したものです。

(イ) 総括原価主義

地方公営企業である水道事業者は、地方公営企業法第21条第2項に従い、総括原価主義に基づいて料金を算定しなければなりません。

総括原価主義とは、回収すべき原価を算定する際に、受水費や減価償却費、人件費などの給水に係る全ての費用に、水道事業の継続のために必要とされる資本費用（資産維持費など）を加えて水道料金を算定する方法です。

新料金案は、令和30年度(2048年度)までの水需要予測と袋井市水道事業基本計画（袋井市水道ビジョン）の総事業費に基づき、財政シミュレーションを行い将来も安定した水道事業の運営がなされるよう検討しました。

(ウ) 料金算定期間

「袋井市水道料金算定要領」においては、料金の適正化により水道使用者の公正な利益を図るため、料金算定期間を3年から5年と定めています。

今回提案する水道料金の算定期間についても、定期的な見直しが必要なことから令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ウ 新料金体系

(ア) 口径別二部料金制度

口径別二部料金制度は、水道メーターの口径ごとに定められた基本料金と、使用水量に応じて加算される従量料金からなる料金体系で、全国的に最も多く採用されている料金制度です。使用水量は概ね水道メーターの口径の大小に対応していることから、使用水量に応じた費用負担の公平性と料金体系の明確性が確保できる制度です。

懇話会では、新水道料金案の料金体系として、これまで袋井市が採用してきた口径別二部料金制度を継続するとの結論に至りました。

(イ) 基本水量制

基本水量制とは、公衆衛生の向上、生活環境の改善、一般家庭の基本水量に係る料金の低廉化を図るため、使用者に対して一定水量までは定額の料金を負担してもらう制度です。現在の料金体系では口径13mm及び20mmについては、一人当たりの1か月の平均使用水量が約8 m³であることから、8 m³の基本水量制を採用しています。

懇話会では、基本水量は8 m³を継続するとの結論に至りました。

(ウ) 基本料金・従量料金

基本料金とは、使用水量に係わらず使用者に負担いただく料金で、施設の維持管理に必要な固定費や検針費用などの需要家費に充てるべきもので、給水メーターの口径毎に料金が設定されています。また、従量料金とは、1 m³当たりの使用水量に応じて徴収する料金で、動力費などの変動費に充てるべきものです。従量料金の体系は、単一制、逦増制、逦減制の方式がありますが、袋井市の水道料金は逦増制を採用しています。

基本料金は上記のとおり施設の維持管理に必要な固定費に充てるもので、その割合が高いほど安定的な収入確保につながり、施設の維持管理が安定的にでき、経営の持続性を持たせることとなります。

今後は最大給水量に加えて一定の余裕を持った予備的な施設能力を保有する最大稼働率（(浄水施設能力－最大給水量) / 浄水施設能力）による配分の34.2%が理想と考えます。しかしながら、使用者への影響を考慮した結果、実績値の23%と目標値の34.2%の中間をとり、今回の配分割合を28.6%としました。

(エ) 将来の料金体系

今回の新料金体系では、基本水量と従量料金体系については、これまでの水量及び体系を継続することとしました。

しかし、基本水量は、水道を広く普及するために設定したもので、現在では、普及率99.9%となりその社会的役割はすでに果たしたため、減じる方向が望ましいと考えられます。しかしながら、基本水量を減じた場合には、従量料金単価が料金へ反映されることになることから、従量料金の逦増料金の段階数や逦増度についても検討し直す必要があります。

将来の料金体系については、上記の課題について総合的な検討を行い、使用水量の減少が見込まれる将来においても、水道事業の安定経営が可能な料金体系を構築することが重要となります。

エ 事業計画

事業計画としては、袋井市水道事業基本計画(袋井市水道ビジョン)で計画されている、基幹管路を対象とした「基幹管路更新計画」、口径100mm及び75mmの配水管を対象とした「配水支管更新計画」、管路以外の水道施設を対象とした「水道施設(ハコモノ)更新計画」を着実に進めるため、これらの事業を実施するのに最低限必要な事業費に基づき水道料金収入を算出しました。

オ 内部留保資金

内部留保資金は、事業運営上の運転資金とともに、施設の故障などの緊急時における施設の更新・改修等の建設改良事業の財源であります。

前回の懇話会では内部留保資金の適正額について検討を重ね、運転資金(3億円)並びに施設更新のための準備金(4.2億円)として約7.2億円は必要であるとの結論に至りました。平成30年度に策定した「水道施設(ハコモノ)更新計画」により準備金4.2億円はこの更新計画の中に計上することで事業実施を確保することとなりましたが、今後の内部留保資金額について協議した結果、基幹管路の更新については水道水の安定供給と災害時でも重要な拠点施設への給水の確保の観点から、いかなる状況でも事業を推進する必要があり、その事業費分(3億円)を確保しておくこととし、内部留保資金は運転資金(3億円)と合わせて6億円は必要であるとの判断に至りました。

カ その他

今回の料金改定では、将来の安定経営のためには基本料金収入の割合を高める必要があると提案をしました。そのため、少量使用者の上げ幅が10%~20%程度となっております。これにより、年金生活者や生活保護を受けている方の負担増が懸念されます。しかしながら、使用者によって料金設定に差を設けることはその他の使用者への負担増や不公平となるため、水道料金体系で対応することは望ましくありません。

よって、市の福祉政策として、生活困窮者等への対応を検討して頂くことを要望します。

3 下水道事業及び農業集落排水事業について

(1) 下水道事業等の現状と経営課題

下水道事業は、「生活環境の改善」及び「公共用水域の水質保全」という目的により実施されており、袋井市では公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの事業で施設整備を進めるとともに、下水道計画区域外では合併処理浄化槽による汚水処理を推進しています。

公共下水道事業の整備については、平成5年度から管渠・処理場施設の整備を開始し、旧袋井市は平成11年度から、旧浅羽町は平成14年度から供用を開始しました。現在は1,884haの全体計画区域を位置付けており、平成30年度末(2018年度)時点での整備率は約49.8%となっています。

この計画区域については令和22年度(2040年度)に整備を完了させる目標としており、今後も生活環境の改善等のため整備を進めていく必要があります。下水道施設の整備により、袋井市の生活環境の向上や河川等の水質保全に寄与しており、継続して実施することが必要不可欠であるといえます。

また、過去に整備を行った施設について、劣化状況や重要度、使用頻度等を考慮して、長寿命化や施設のストックマネジメントなど予防保全型の管理を行う必要があります。さらに、耐震基準を満足しない施設については、地震対策が必要となります。

公共下水道事業の経営状況については、本来使用料収入で賄うべき汚水処理費用に対して使用料収入が不足しており、不足分を一般会計からの基準外繰入金によって補っている状態で、経営改善が急務となっています。

市では、維持管理コストの削減、下水道使用料等の収入率の向上、水洗化率(接続率)の向上などの経営改善を実施しつつ、使用料収入も増やす必要があるとの判断から、平成28年度に使用料改定を実施いたしました。この際は、使用者の急激な負担増加に配慮し段階的に使用料を上げるべきとの判断から、平均改定率を12%としました。そのため、現在でも一般会計からの基準外繰入は解消しておらず、令和2年度(2020年度)には維持管理費に対する基準外繰入金が約2億円見込まれています。

農業集落排水事業については、大日地区において平成14年度に供用を開始しており、公共下水道事業と同様に施設・設備のストックマネジメントによる予防保全型の管理を行うとともに、一般会計からの基準外繰入の解消に向けた経営改善が必要です。

(2) 下水道事業等の経営課題への提言

ア 公共下水道事業の計画的な事業推進への取組

袋井市の公共下水道事業全体計画区域は、平成 27 年度に「公共下水道基本構想」を見直し、経済性や地域特性などを総合的に判断し、2,615ha から 1,884ha に 731ha 削減し、整備目標年次を令和 22 年度と決めました。

平成 30 年度末における整備率は約 49.8%であり、今後は、令和 22 年度の整備完了を目指し、これまでより管渠整備を加速させるとともに、処理場の処理能力に合わせた施設や設備の増設など、多額の投資と人員が必要となります。

国では、全国的に汚水処理普及率が 90%を超え、今後は更新需要が加速化することを踏まえ、概成時期を令和 8 年度に設定しており、令和 8 年度以降の財政措置が不透明なため、概成時期までにできるだけ新規整備を進めなければいけません。

管渠整備を加速させるためには、財源の確保とともに、管渠整備に係る設計業務や監督業務など専門技術の資格を有する下水道課職員の増員が必要となりますが、袋井市において技術職員が不足しており、人材の確保と技術の継承が喫緊の課題となっています。

今後は、計画的な整備実施に加え、経済性の高い新技術の導入や道路事業や区画整理事業など他事業との連携による工事の集約化、また複数の工事エリアをまとめて発注する大型化等により効率的な事業推進に努めることが必要です。

イ 維持管理コストの抑制への取組

袋井市では、公共下水道事業の 2 つの処理場施設を対象に、平成 25 年度より包括的民間委託を導入しています。

今後も予想される施設の老朽化対策、維持管理の効率化に取り組むとともに、マンホールポンプや管渠などの管路施設における包括的民間委託の是非を検討するなど、さらなる維持管理コストを抑制し、効率的かつ効果的な維持管理業務が行われることが必要です。

また、農業集落排水処理施設についても、維持管理の効率化に取り組むとともに、公共下水道施設と一体的に管理する包括的民間委託の是非を検討し、下水道事業全体において維持管理コストを抑制することを望みます。

ウ ストックマネジメント計画への取組

下水道は、市民生活や社会活動に直接影響を及ぼす社会資本であり、老朽化等による施設の機能停止や事故の発生を未然に防止するため、予防保全型管理を行い、安心安全な下水道サービスを提供する必要があります。

公共下水道事業においては、公共下水道の供用開始から 20 年経過しており、設備機器の更新時期を迎えることから、施設全体を一体的に捉えて長期的な視点で劣化状況や重要度等を考慮したリスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、計画的・効率的に管理するストックマネジメント計画を平成 30 年度に策定しました。

農業集落排水事業においては、供用開始から 16 年経過しており、電気機器の更新時期を迎えることから、劣化状況や使用環境等から施設状態を評価した設備の更新計画を本年度策定しました。

今後はストックマネジメント計画等に沿って、計画的かつ効率的な改築更新を進めることを望みます。

エ 大規模地震等に備えた取組

近年全国各地では、地震や豪雨等に起因する災害が多く発生していますが、災害時においても事業を継続し市民の安全や公衆衛生を確保しなければなりません。

水道事業と下水道事業は密接に関わるため、上下水道の管網図を一元管理し、日々の維持管理業務の効率化だけでなく、非常時に迅速かつ的確に対応するため、遠隔地操作や様々な場面で使用できる ICT の活用を望みます。

公共下水道事業においては、大規模地震に備え、再度施設の耐震性能を見直し、耐震基準を満たしていない施設の耐震化対策を進めるため、下水道事業総合地震対策計画を平成 30 年度に策定しました。

今後は下水道事業総合地震対策計画に沿って、計画的かつ効率的に耐震化を進めることを望みます。

また、地球温暖化による異常気象への対応も急務であり、災害時も事業を確実に継続できるよう毎年度 B C P（事業継続計画）の確認と見直しが必要です。

オ 下水道使用料等や受益者負(分)担金の収入率向上への取組

下水道事業では、水道事業との徴収一元化やコンビニ収納の開始、戸別訪問の実施等の取組みが行われています。

また、預金の差押えなどの滞納処分を実施し、徴収強化を図っています。

下水道使用料や農業集落排水処理施設使用料、受益者負担金等は、事業を進める上で貴重な財源であり、使用者負担の公平性の観点から、これまでの取組を継続し、引き続き収入率向上に努めることが必要です。

カ 水洗化率（接続率）の向上への取組

公共下水道事業においては、水洗化率(接続率)の向上のために、地元説明会や接続推進員による戸別訪問、管渠整備工事の請負業者や排水設備指定工事店に対し接続促進の依頼などの取組を行っています。

今後もこれまで展開している取組を継続するとともに、他市の先進事例を研究し、地域や工事業者等と連携した積極的な取組により、さらなる接続率向上に努めることが必要です。

キ 公営企業としての経営改善の取組

令和2年4月から公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を全部適用し公営企業となることから、独立採算制を基本とした事業経営が求められます。

中長期的な投資計画と財政計画に基づき、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略を策定し、将来にわたり安定的に経営する必要があります。

また、同じ公営企業である水道事業との組織統合や市民サービスに係る包括的民間委託、ICTの活用等について検討し、より効率的な業務の遂行と市民サービスの向上を望みます。

ク 下水道使用料等の改定

公共下水道事業や農業集落排水事業の使用料単価は、国の指針である 150 円/m³とは大きく乖離しているため、維持管理費に対する一般会計からの基準外繰入金は、約 2 億円（令和 2 年度見込）であり、一般会計の負担となっています。

基準外繰入を解消するためには、使用料単価を 150 円/m³まで上げなければならず、公営企業として独立採算性を前提とした経営の健全化や市民負担の適正化を図る観点から、早期に下水道使用料の改定を進める必要があります。

(3) 新下水道使用料案について

ア 新下水道使用料案

現在、汚水処理にかかる経費のうち、公費で負担すべきものとされている経費（基準内繰入金）を除く使用料対象経費（150 円/m³）のうち、下水道使用料収入では 104 円/m³しか賄えておらず、不足分は一般会計からの基準外繰入金によって補てんしている状況です。

本来であれば、使用者負担の原則に基づき早期に基準外繰入を解消する必要があります。

懇話会では、新下水道使用料体系を提言するにあたり、下水道事業の経営状況、今後の整備計画や改築計画、また近隣市町の使用料の実態や使用料に対する国の動向を考慮し、基準外繰入を早期に解消すべく検討してきました。

下水道事業の経営改善を早期に達成させるため、「前倒しで改正した方がよい」、「使用者負担の公平性から基準外繰入は早期に解消すべき」という意見や、一方で、「使用者負担の急激な増は避けるべき」など下水道事業の経営状況や繰入金に関する意見が出され検討した結果、基準外繰入を段階的に解消する平均改定率 20%の案を最適であると判断いたしました。

また、安定的な経営に必要な使用料収入を補うため、固定的経費に対する基本料金の割合を見直すとともに、基本料金とのバランスを考慮した従量料金を設定することを提案します。

なお、基本水量や水量区分、累進度といった使用料体系については、平成 28 年度の使用料改定時に水道事業に合わせた変更を行っていることから、継続するとの結論に至りました。

農業集落排水事業については、同等の便益を供与していることを考慮し、これまでどおり、公共下水道事業と同一の使用料体系としていくとしました。

新下水道使用料案の料金表は後述の検討を行い次頁の表－1 に示す案を提案します。

表－1 新下水道使用料案（消費税率 10%）

（新農業集落排水処理施設使用料）

（税込み一ヶ月）

基本水量	基本使用料	従量使用料（使用水量 1 m ³ につき）		
		9～25 m ³	26～50 m ³	51 m ³ ～
8 m ³	880 円	129 円 80 銭	159 円 50 銭	174 円 90 銭

<参考>

表－2 現行下水道使用料（消費税率 10%）

（現行農業集落排水処理施設使用料）

（税込み一ヶ月）

基本水量	基本使用料	従量使用料（使用水量 1 m ³ につき）		
		9～25 m ³	26～50 m ³	51 m ³ ～
8 m ³	660 円	113 円 30 銭	138 円 60 銭	151 円 80 銭

イ 新下水道使用料算定の基本的な考え方

(ア) 使用料対象経費

使用料で賄うべき経費は、下水道事業に係る経費のうち、公費で負担すべき費用（基準内繰入金）を除いたもので、国の方針で「最低限行うべき経営努力」として示される使用料単価 150 円/m³を使用料対象経費とし、段階的にこの単価まで引き上げることとしました。今回の改定では平均改定率を 20%とし、使用料単価は 125 円/m³とします。

(イ) 使用料算定期間

下水道使用料等は、日常生活に密着した公共料金であり、できるだけ安定性を保つことが望まれていることを考慮し、国土交通省が位置付けている期間である 5 年間とし、使用料算定期間を令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

ウ 新使用料体系

(ア) 二部使用料制

現在の袋井市の下水道使用料等は、二部使用料制を採用しています。

二部使用料制は、使用水量に関係なく賦課される基本料金と使用水量に応じて加算される従量料金からなる体系であり、使用水量に応じた費用負担の公平性と経営の安定性を確保できる方法であることや、全国的にも多くの地方自治体で採用されていることから、懇話会では二部使用料制をそのまま継続するとの結論に至りました。

(イ) 基本水量制

公衆衛生の向上、生活環境の改善、一般家庭の基本水量に係る料金の低廉化を図るため、使用者に一定水量までは定額の料金を負担いただく制度です。

下水道使用料等の基本水量は、市民一人当たりの 1 か月の平均使用水量が約 8 m³であることに合わせ、平成 28 年度の使用料改定時に 8 m³と見直しました。

懇話会では、基本水量は 8 m³を継続するとの結論に至りました。

(ウ) 基本料金

基本料金とは、使用水量に係わらず使用者に負担いただく料金で、施設の維持管理費等の固定的経費の一部に充てるべきものです。

現在は固定的経費に対する基本料金の割合は30%と低いため、安定的な経営に必要な使用料収入を補うために50%を目標とします。しかし、使用者の急激な負担増を避けるため、懇話会では、現行と目標値の中間値である40%にするとの結論に至りました。

(エ) 従量料金

従量料金とは、1 m³あたりの使用水量に応じて徴収する料金で、動力費など使用水量の変動に影響を受ける変動費に充てられます。

使用料単価は、国の指針である150円/m³まで引き上げることとしましたが、使用者の急激な負担増を避けるため、懇話会では、平均改定率20%、使用料単価125円/m³となるように従量料金を設定するとの結論に至りました。

(オ) 使用料体系、累進度、水量区分数

使用料体系については、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制を採用しています。これは、使用水量の変動が大きい大口使用者のために施設整備コストがかかっているためで、全国的にも多くの地方自治体が採用しています。また、平成28年度に実施した使用料改定において、累進度と水量区分数の見直しを行っており、現在、累進度は1.3、水量区分数は3となっています。

懇話会では、従来どおり累進制を採用し、累進度は1.3、水量区分数は3を継続するとの結論に至りました。

4 まとめ

水道及び下水道事業は市民生活に直結した社会資本であり、その整備と維持管理を行うことで、必要なサービスを提供する役割を果たしており、その運営は料金等の収入をもって行うことを原則としています。

このことから、市民が快適に健康で安心して暮らすためには、安定したサービスを将来にわたり提供していくことが必要であり長期的な経営の健全化が求められます。

今回の懇話会では、上水道及び下水道の両方使用した場合を想定し、上下水道料金の合算で、使用者の負担感がどのくらいになるのかを検討しました。

その中では、「両者の経営状況を見比べて、より経営が厳しい下水道事業を前倒しで改定して、水道料金の改定は令和8年度にすべきである。」また、「使用者の負担を考慮して水道料金の改正率を低くしたらどうか。」などの意見も出されました。

様々な意見が出た中で、水道料金と下水道使用料のバランスを考慮し、平均改定率を水道料金 11.4%、下水道使用料 20%といたしました。

今後の袋井市においては、現在進めている経営健全化への取組に加え、本懇話会の意見を参考に、より一層の経営の効率化に取り組むことが必要です。

また、水道料金等の改定に当たっては、両事業の現状の経営状況や将来見通しなど、市民に改定の必要性を分かりやすく丁寧に説明した上で、令和3年度から実施することが望ましいと考えます。

なお、水道料金等の改定を行うことで市民の負担がこれまでより増すこととなりますが、上下水道は、市民生活に欠くことができない社会資本であり、使用者全体で公平な料金設定が必要となります。費用負担増による生活困窮者等への配慮は、上下水道事業とは別の部門において対応を進めていただけるように望みます。